

## 川西市子ども・子育て会議 ご提案集約シート

## 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

項目	内容
確保方策	確保方策の中で、他の中学校区の施設を利用することで待機児童を解消するようになっていましたが、例えば緑台中学校区から清和台中学校区の保育園に入所させるのは無理があるかと思います。また、緑台中学校区は子どもが少なくなっているため、あの資料をみると少し違和感を感じます。何としても各中学校区に施設を設置したいという考えもわからなくはないですが、もう少し現実的な方策を考えても良いのではないかと思います。
確保方策	各区域(中学校別)における確保方策の中で最も注目したのは緑台中学校区における平成30年度から合計90人規模の受入れを見込んだ保育の提供体制の確保の案である。現存3幼稚園(平野、緑台、松風)の動向も見てとの回答であったが公的立場からの働きかけも必要だと考える。私立幼稚園も市との関係を強化し、公私のバランスを考慮しながら計画を進めていく必要がある。現状幼稚園は公立よりも私立に通園させる家庭が多く、私立10幼稚園の連携は不可欠。
地域保育園	地域保育園の中でも手を挙げる施設については認可を進めてゆくとの市側からの答弁がございましたが、そうではなく、何としても認可に導く努力をしていただきたいと思います。それでも施設側が地域保育園のままで良いという考えであった場合でも、確保方策の中に入っている以上、最低限度、利用者側には認可保育園との利用料金の差額を補助する等の措置を検討していただきたく思います。(猪名川町が実施されていたような方法が良いかと思います)
公立保育所	今後の提供体制の確保の方向性を見ていくと、保育所数の充足には民間の施設の誘致や、地域型保育所と言った方向が挙げられています。市の財政的にもやむを得ないことは思いますが、子育てを支援していくことを市の責任として実施していく為にも公的な保育の保障は今以上縮小していかない方向を確認したい。
情報提供	アンケートの調査結果から見ても、まず自宅から距離が近くなるような配慮は必要ですが、地域的に保育所数に格差があることは明らかでありましたので、その部分をフォローするために、例えば、保育所独自の教育・保育方針や保育時間などに関する、きめ細やかな情報提供は欠かせないように感じました。
他市町との調整	東谷中学校区は、他の校区と比べて、広域であるので、猪名川町と調整を急ぎ、距離的な配慮を早めに行っていく必要があると思いました。
地域子ども・子育て支援事業(ショートステイ)	調査結果報告書(追加調査)の問18(14ページ)「仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは何ですか」という質問に対する回答をみると、自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時、代わりに面倒を見る人が78.6%と圧倒的におおい回答数ですので、市の重点事業として、例えば、ショートステイの充実などを検討されたらどうかと感じました。
地域子ども・子育て支援事業(病児保育)	今回の病後児保育については病児保育ではなく、病後児保育が実施されると聞いております。今後は病児保育の予定はあるのでしょうか？
地域子ども・子育て支援事業(子育て支援拠点)	地域子育て支援事業の提供区域については、前回の会議でも中学校区が望ましいのでは、という意見があったが、利用者のより身近なところにある環境を作っていくうえでは、中学校区での検討がよいと思う。

地域子ども・子育て支援事業 (子育て支援拠点)	公立保育所が、各地域の子育て支援の核になることを提案します。現在ある「子育てひろば」や幼稚園や民間保育園等で行われている子育て支援活動などの地域のコーディネーター的役割ができるのではないかと思います。例えば、8か所の公立保育所が、それぞれの地域の子育て支援を行っている事業所と連絡を取り合い、必要な情報をお互いに共有します。点在している子育て支援活動を、民間も含めて公立保育所が取りまとめるようなイメージです。保育園や幼稚園などで支援が必要な子どもたちが増えていますが、家庭で育てている子どもたちも、支援が必要だと思われる子どもが多くなっています。公立保育所が核になれば、地域の中の支援が必要な家庭、子どもを把握し、早期に支援ができます。
地域子ども・子育て支援事業 (留守家庭児童育成クラブ)	小学校の学童保育について。学童保育の先生方はなにの資格をお持ちで、就業形態はどうなっているのでしょうか？また、定期的な研修などはされているのでしょうか。子どもが学童を嫌がる話をよく耳にします。学童について詳しく知りたいです。時間も延長にはなりませんが、その時間帯でお迎えに行けない保護者は5時での集団下校をさせ、留守番をさせています。学童についてもっと市が考えていただけるとありがたいです。
その他	先日、西宮市において、小規模保育施設における幼児死亡事故が起こるという痛ましいニュースが報じられました。待機児童ゼロにという施策は焦ってはならないという警鐘のように感じられました。子どもの安全、健康を第一に、着実に進めなければと思いました。
その他	この会議の初めの頃、川西市の子育てへのビジョンという事が話題になりました。財政的な裏打ちが無いと難しいという事も伺いましたが、単純に数の確保を満たせばいいというのではなく、市としての特徴を盛り込めるよう、今後の会議の中で検討していくべきだと思う。
その他	平成26年度4月現在の川西市の待機児童、実績と近隣市町との比較、推移。

## 新制度の周知などについて

項目	内容
制度の周知	先日、27年度からの新制度導入について、反対の署名運動の協力を求められた。対象家庭はもちろんだが、本当に市民の理解は進んでいるか、疑問である。分かりやすい言葉で、分かりやすい形で、さらに告知してほしい。 川西市には、広報かわにしというレベルの高い広報紙があるので、これの有効活用を軸に、教育機関・公共施設を通じて、お役所言葉を平易な言葉に変換したお手紙を、届けてほしい。これが、住民理解の第一歩になると思う。市の頑張りを市民に伝えてほしい。
制度の周知	現場にいるものとしては、保護者へは出来るだけ早く、制度の変更点を説明した方が混乱が少ないと考えます。細かい点については決まってからでもとは思いますが、第1段階として、国の方向性だけでも伝えていければと思う。
子ども・子育て会議の意見交換	会議の中で、色々な立場の人からの意見が出るのが大事だと思います。特に、保護者の立場からの意見を聞きたいところです。
子ども・子育て会議の意見交換	子ども子育て会議で出された意見や、この提案シートに書かれてある事柄についてスルーするのではなく、真摯に受け止めて前向きに検討していただけることを願っています。
他の施策との連携	子ども・子育て会議では、アンケートによって量の見込みを算出するのが主な目的だと思いますが、実りある審議会にするため川西市における街づくりの計画づくりなどは背景として知っておく必要があると思います。川西市では別に「川西市シティプロモーション」に関するアンケートあり、今後の保育行政を考える上でとても重要だと思われる箇所が見受けられます。市のアンケートの結果資料を紹介し、説明だけでもしていただけたらと思います。縦割りを進めていくと、最終的に合致しないところが出てくるのではないのでしょうか。

## 施設基準・認定基準について

項目	内容
教育・保育施設の基準について	<p>地方裁量型認定こども園・地域型保育所について。            設備、人員などについては、保育・教育水準の低下を防ぐため、現行の保育所設置基準0歳～1歳3.3㎡、2歳以上1.98㎡の順守、非常階段の設置、調理室・調乳室・汚物処理室等の設置、保育士配置基準を市の認可の重要事項として位置付けること。            良質な教育・保育環境を持つ、認可保育園の整備計画を優先すること。            地方裁量型認定こども園・地域型保育所の保育運営については、ともに保育士有資格者を条件とすること。同時に、研修の機会を設定すること。            営利企業の参入については、児童福祉の理念・子どもの権利保障の観点に立ち、上記条件を順守させ、可能な限り参入させないこと。</p>
教育・保育施設の基準について	<p>認定こども園について。            幼保連携型認定こども園の設置基準は、保育所施設設置基準と同等の基準とすること。            幼稚園型認定こども園については保育施設としての施設改善が行えるよう施設整備費を補助すること。</p>
教育・保育施設の基準について	<p>地域型保育については、市で条例を定めることにはなりますが、この子ども・子育て会議の中で十分議論をしたいと思います。「一人一人の子どもの育ちを等しく…」ということから考えれば、地域型保育・小規模保育の基準を児童福祉法24条1項に定めるところの保育所との格差がないようにするべきです。また、国は、A型、B型、C型の3つの型の中で基準に差がありますが、川西市独自の基準を考えられるよう、子ども・子育て会議の中で十分な議論の時間をとっていただきたく思います。</p>
認定制度について	<p>保育必要量の認定について。            保育必要量の認定については、良質な保育所保育を実施し、子どもの生活・成長を保障するため、一日最低8時間・月160時間の保育を保障すること。            保育必要量の認定については、保護者の勤務時間に通勤時間を加算し、余裕のある送り迎えが出来るよう決定すること。かつ、職場・家庭の諸事情を考慮し、一律に硬直的に決定しないこと。            短時間に認定された保護者が、残業や勤務時間の変更に伴い長時間保育に申請し直した場合、申請した翌月1日から長時間保育認定に変更すること。</p>
認定制度について	<p>保育・教育に認定制度が導入されていくことになるが、保育は産業ではない。教育・保育を受ける子どもに格差が生じないよう、市としての責任をもてるような体制を作ってほしい。</p>
その他	<p>直接契約問題について。            入所方法の違いは保護者の混乱を招き、保育所と認定こども園の二重申請が可能となり、双方とも入所辞退者が増大する結果をもたらす。かかる事態を防止するため、認定こども園・地域型保育所・保育所の入所申請を一括して川西市が受付し、保育所以外の直接契約施設について市が斡旋した後に入所契約する制度を確立すること。            入所申請時期を同一期間とすること。</p>
その他	<p>施設間の過度なこども獲得競争を防止する対策について。            施設間どうして過度なこども獲得競争を生じさせないため、市の入所決定にあたっては保育・教育提供区域にいる子どもを優先すること。            保育・教育提供地域の子どもを優先入所させた後、なお、定員に余裕のある施設については提供地域外の子どもの入所を決定すること。</p>